

【事案 28-141】 通院給付金支払請求

- 平成 28 年 12 月 22 日 裁定終了

＜事案の概要＞

交通事故に遭い入院したため災害通院給付金を請求したが、入院後の通院でないことを理由に支払いを拒否されたため、支払いなどを求めて申立てのあったもの。

＜申立人の主張＞

平成 20 年 8 月に締結した医療保険について、平成 21 年 8 月、通院特約を付加する申込みをし、同年 10 月、本件特約が成立した。

交通事故に遭い通院したため災害通院給付金を請求したが、入院後の通院でないことを理由に支払いを拒否されたが、以下の理由により、災害通院給付金を支払ってほしい。または、既払込保険料を返還してほしい。

(1) 申立人は、本件特約付加申込みの際、募集人から、1 日でも入院していないと通院特約は対象にならないことを聞かなかった。本件特約付加申込みの際、申立人は、契約のしおり、約款等も一切受け取っておらず、騙されて加入した。

(2) 保険証書の通院特約の欄には、「1 日でも入院された方に限り」などという記載がない。

＜保険会社の主張＞

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

(1) 申立人の交通事故に起因する通院は、特約所定の支払事由を充足していない。

(2) 募集人は、支払事由が明確に記載されたご契約のしおり・約款、契約概要等の募集資料を申立人に交付しており、申立人は、受領事実を認める旨の捺印を申込書にしている。

(3) 申立人が受領した募集資料の内容、および、これに沿った募集人の募集時の説明によれば、申立人において錯誤に陥る状況にはない。仮に、申立人が錯誤に陥ったとすれば、それは申立人の重過失である。

＜裁定の概要＞

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、募集人の対応に不適切な点があったかどうか等本件特約の申込み時の状況を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、約款における災害通院給付金の支払事由への該当は認められず、また入院することなく通院給付金が支払われると錯誤したと認めるることは困難であること、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、業務規程 37 条にもとづき手続を終了した。